

加東市強靭化計画

～災害に強いまち「かとう」を目指して～

(素案)

令和2年 月

加 東 市

< 目 次 >

第1章 はじめに	1
1 趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の構成及び期間	2
4 地域防災計画との関係	2
第2章 計画の基本的な考え方	3
1 想定する災害（リスク）	3
2 基本目標及び事前に備えるべき目標	4
3 強靭化を推進する上での基本方針	4
第3章 想定する災害（リスク）に対する脆弱性評価等	6
第4章 強靭化に向けた推進方針	9
◇施策 1 教育文化	9
◇施策 2 生活環境	11
◇施策 3 健康福祉	12
◇施策 4 産業	14
◇施策 5 住宅・都市	16
◇施策 6 上下水道	18
◇施策 7 交通・情報・人材確保等	20
◇施策 8 総合防災・行政機能	21
第5章 計画の推進	26
資料編	27
兵庫県内での災害の発生状況	27

第1章 はじめに

1 趣旨

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の地震災害をはじめ、豪雨災害、土砂災害など、日本各地で多くの自然災害が発生しており、今後も南海トラフ地震などによる大規模な災害の発生が懸念されています。

このような中、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号。以下「国土強靭化基本法」という。）が施行され、これに基づき、国において、国土強靭化基本計画が策定され、国土強靭化¹に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られています。

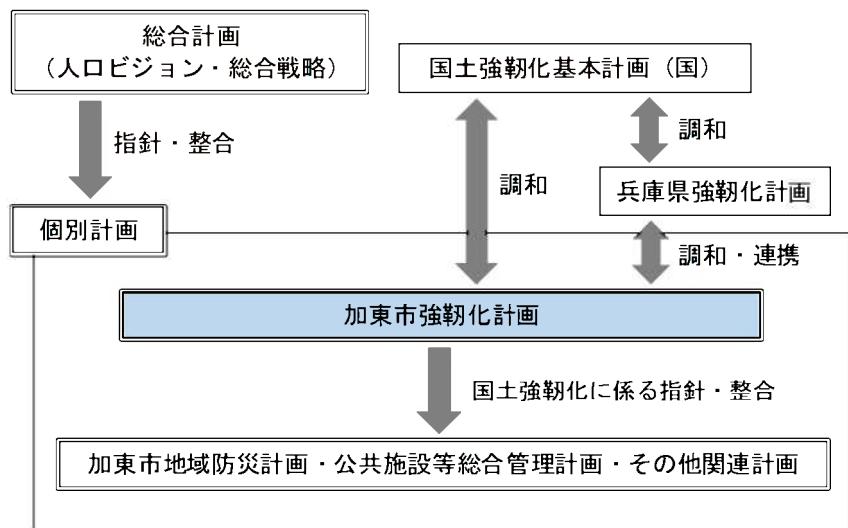
また、兵庫県においても、国の動向を踏まえつつ、これまでの災害の経験と教訓をもとに、兵庫県強靭化計画が策定され、県土強靭化が推進されています。

本市においては、これまで平成16年の台風23号災害をはじめ、多くの自然災害により被害が発生していますが、近年の異常気象の状況や、市域を含めその周辺の山崎断層帯をはじめとする多くの活断層の存在、また、新たな感染症の蔓延などを踏まえれば、同等あるいはそれ以上の災害がいつ、どこで発生してもおかしくない状況であると言えます。

これらの状況を踏まえ、国や県との適切な役割分担の下、大規模災害から市民等の生命や生活などを守る事前防災、減災等に資する市域の状況に応じた施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的として、本計画を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、国土強靭化基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として定めるものであり、本市において次のとおり位置付けます。



¹ 國土強靭化：大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靭な國づくり・地域づくりを推進するものです。

3 計画の構成及び期間

(1) 基本計画（本編）

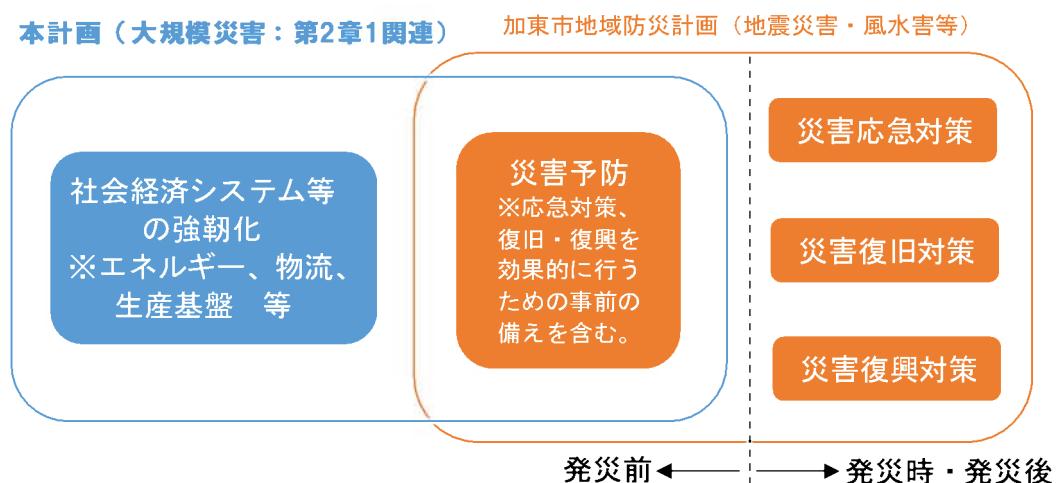
強靭化の基本的な考え方や推進方針などを示すもので、国や県の計画の改定動向、市域の状況、他の個別計画との関係等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(2) アクションプラン（別途策定）

基本計画に定める推進方針に基づく事業等を示すもので、期間を5年とし、毎年度見直し（ローリング）を行います。

4 地域防災計画との関係

本計画と加東市地域防災計画との関係を図で示すと、概ね次のようにになります。



第2章 計画の基本的な考え方

1 想定する災害（リスク）

本計画では、市民生活や市経済などに大きな影響を及ぼす災害（リスク）として、山崎断層帯（主部南東部・草谷断層）地震や南海トラフ地震等の地震災害、火災、豪雨災害や台風災害、土砂災害等の風水害に、新型インフルエンザ等感染症などのまん延を加えた大規模な災害を想定します。

参考1 被害想定

（1）地震災害【兵庫県想定】

本市において最大避難者数となる山崎断層帯（主部南東部・草谷断層）地震の被害想定は次のとおりです。

○最大震度7（マグニチュード7.5）

資料：兵庫県ホームページ

全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	避難者数
4,271棟	5,860棟	4棟	266人	779人	9,635人

※全壊棟数は、液状化による棟数（62棟）を含みます。

※人的被害については、冬早朝5時を想定して算定されています。

※死者数及び負傷者数は建物倒壊、避難者数は建物被害（全壊・半壊・焼失）による人数を示しています。

（2）洪水災害【国土交通省・兵庫県指定】

加古川水系において、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域（洪水浸水想定区域）が、次のとおり指定されています。

- ・想定最大規模降雨 概ね100年に1回程度発生する降雨（加古川流域における2日間（48時間）の平均降雨量750mm）
- ・浸水想定 浸水面積20.0km²、最大浸水深11.3m、最大浸水継続時間77時間

（3）土砂災害【兵庫県指定等】

市域において、土砂災害警戒区域等²が次のとおり指定されています。

区分		箇所数（令和2年3月1日現在）		
土砂災害警戒区域 (イエローブーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	急傾斜	123箇所	90箇所
		土石流	77箇所	33箇所
		地滑り	5箇所	—
山腹崩壊危険地区			18箇所	
崩壊土砂流出危険地区			27箇所	
地すべり危険地区			7箇所	

参考2 過去の地震災害及び風水害

兵庫県内における過去の地震災害及び主な風水害は、資料編に示します。

² 土砂災害警戒区域等：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、兵庫県が、土砂災害が発生した場合に、生命又は財産に危害が生ずるおそれがある区域を「土砂災害警戒区域」、土砂災害警戒区域のうち、生命又は財産に著しい危害が生ずるおそれが認められる区域を「土砂災害特別警戒区域」（特別警戒区域では、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等があります。）として指定しています。その他の危険地区は、法令に基づいて指定されたものではなく、兵庫県が国の要領に基づき一定の基準以上の危険度があると判定したものです。

2 基本目標及び事前に備えるべき目標

災害に強いまち「かとう」を目指し、想定する災害（リスク）に対して、国や県の計画を踏まえ、次のとおり「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」を設定します。

基本目標

- I 人命の保護を最大限図ること
- II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- IV 迅速に復旧復興すること

事前に備えるべき目標

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する
- 9 新型インフルエンザ等感染症などのまん延防止を図る

3 強靭化を推進する上での基本方針

「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」の実現に向け、国や県の計画を踏まえ、次の方針に基づき施策を推進します。

(1) 長期的観点からの施策推進

本市の強靭化に向けた課題を踏まえ、長期的な視野を持って計画的に施策を推進します。

(2) 各主体等との協働・連携協力による施策推進

ア 強靭化に向けた取組の実施主体は、市だけでなく、事業者、地域、市民、ボランティアなど、多岐にわたることから、それぞれの災害対応能力の向上の観点を踏まえながら

ら、国や県を含めた「自助」「共助」「公助」による役割分担と相互の連携協力により施策を推進します。

イ 他の自治体や事業者等との連携協力による災害時の相互応援や物資供給など、広域・官民連携体制の整備を推進します。

(3) 効率的・効果的な施策推進

ア 既存の公共施設やインフラ施設等の適正化や老朽化対策（長寿命化）、有効活用などにより、経費の縮減に努めるとともに、効率的かつ効果的な施設の維持管理を推進します。

イ 被害想定や地域の状況を踏まえ、施設の整備・改修等のハード対策とあわせて、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に実施するなど、効果的に施策を推進します。

ウ 事前防災・減災だけでなく、平常時における有効活用の観点も含めた施策の推進に努めます。

(4) その他

市の強靭化は、SDGs³の目標（ゴール）の実現に資するものであることから、それらを踏まえながら施策を推進します。

※関連するSDGsの目標（ゴール）



³ SDGs：2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標（持続可能な開発目標）で、17の目標（ゴール）と169のターゲットから構成されています。

第3章 想定する災害（リスク）に対する脆弱性評価等

脆弱性評価は、想定する災害（リスク）により引き起こされることが考えられ、「基本目標」や「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、国や県の計画を踏まえ設定する「起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）」を基に、強靭化を進めていく上で重要な市域における課題を整理するものです。

リスクシナリオごとの評価結果の概要（主な課題）とともに、それに対応していくための施策分野（施策分野の内容は「第4章 強靭化に向けた推進方針」に示します。）と、当該施策分野とリスクシナリオとの対応関係を次に示します。

事前に備えるべき目標		施策分野							
リスクシナリオ	主な課題	1	2	3	4	5	6	7	8
		教育	生活	健康	産業	住宅・都市	上下水道	交通情報人材確保等	総合防災・行政機能
1 直接死を最大限防ぐ									
1-1：住宅・建物・交通施設等の複合的大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	○建築物等の耐震化及び老朽化対策の推進 ○防災意識の向上 ○地域防災力の充実強化 ○避難体制の確保 ○指定避難所の確保	○		○	○	○		○	○
1-2：密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	○住宅・公共施設の不燃化の推進 ○防火意識の向上 ○地域消防力の充実強化 ○避難体制の確保	○		○	○	○			○
1-3：突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水などによる多数の死傷者の発生	○河川・ため池・雨水排水路等の整備改修の推進 ○洪水浸水想定区域等の周知徹底 ○避難情報等の確実な提供 ○防災意識の向上 ○地域防災力の充実強化 ○避難体制の確保 ○指定避難所の見直し・確保 ○災害時要援護者の避難支援対策の推進	○		○	○	○	○		○
1-4：大規模な土砂災害（深層崩壊）による多数の死傷者の発生	○土砂災害対策の推進 ○土砂災害警戒区域等の周知徹底 ○避難情報等の確実な提供 ○防災意識の向上 ○地域防災力の充実強化 ○避難体制の確保 ○指定避難所の見直し・確保 ○災害時要援護者の避難支援対策の推進	○		○	○	○			○
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する									
2-1：被災地での食料・飲料水・電力・燃料など、生命に関わる物資・エネルギーの供給停止	○物資等の供給体制の確保 ○水道施設の耐震化及び老朽化対策の推進 ○避難所機能の強化 ○道路交通機能等の強化	○				○	○	○	○
2-2：多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生	○孤立対策設備等の整備 ○避難所機能の強化 ○道路交通機能等の強化 ○地域防災力の向上				○				○

事前に備えるべき目標		主な課題	施策分野							
リスクシナリオ			1 教 育 文 化	2 生 活 環 境	3 健 康 福 祉	4 産 業	5 住 宅 ・ 都 市	6 上 下 水 道	7 交 通 情 報 ・ 人 材 確 保 等	8 総 合 防 災 ・ 行 政 機 能
2-3：警察、消防等の被災などによる救助・救急活動等の絶対的不足	○常備消防等の災害対応力強化 ○市の消防・防災力強化 ○地域の防災組織の災害対応力強化									○
2-4：想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	○帰宅困難者の一時滞在施設の確保								○	○
2-5：医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	○医療施設の耐震化及び老朽化対策の推進 ○救急・医療体制の確保 ○医薬品等の確保 ○道路交通機能等の強化			○		○			○	
2-6：被災地における感染症の大規模発生	○感染症対策の推進 ○し尿処理等の廃棄物対策の推進 ○下水道施設の耐震化及び老朽化対策の推進	○	○			○		○	○	
2-7：劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○避難所生活の質の確保 ○避難所運営体制の整備	○	○		○			○	○	
3 必要不可欠な行政機能は確保する										
3-1：被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化や社会の混乱	○地域における防犯体制・対策の充実強化									○
3-2：行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下	○公共施設の耐震化及び老朽化対策の推進 ○災害時即時対応体制の強化 ○業務継続体制の強化 ○市域を超えた連携強化	○	○		○	○		○	○	
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する										
4-1：防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	○情報通信手段の耐災害性の確保					○			○	
4-2：テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	○情報通信手段及びその耐災害性の確保							○	○	
4-3：災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	○情報収集手段及びその耐災害性の確保 ○災害時要援護者の避難支援対策	○	○	○				○	○	
5 経済活動を機能不全に陥らせない										
5-1：サプライチェーン ⁴ の寸断等による事業者の生産力低下	○市内事業者の業務継続計画（B C P） ⁵ 策定の促進				○					
5-2：エネルギー供給の停止による、社会経済活動やサプライチェーンの維持への甚大な被害	○市内事業者のエネルギー対策の促進	○								
5-3：幹線の分断など、基幹交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	○道路交通機能の強化						○			
5-4：食料等の安定供給の停滞	○農業生産基盤等の強化					○				
5-5：異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	○水資源の確保					○	○			
6 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる										
6-1：電力・ガス等の長期間にわたる供給停止	○ライフライン事業者の防災対策及びエネルギー対策の促進	○							○	

⁴ サプライチェーン：製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配達、販売、消費までの全体の一連の流れのことです。

⁵ 業務継続計画（B C P）：人・もの・情報やライフラインなど、利用できる資源に制約がある大規模災害時等において、適切に必要な業務ができるよう、あらかじめ、災害時などにおける優先度の高い通常業務を特定し、その順位を定め、業務継続に必要な資源の確保や配分等に関する事項を明らかにするための計画です。

事前に備えるべき目標		主な課題	施策分野							
リスクシナリオ	1 教 育 文 化		2 生 活 環 境	3 健 康 福 祉	4 産 業	5 住 宅 ・ 都 市	6 上 下 水 道	7 交 通 情 報 ・ 人 材 確 保 等	8 総 合 防 災 ・ 行 政 機 能	
6-2：上水道の長期間にわたる供給停止	○水道施設の耐震化及び老朽化対策の推進 ○広域的な給水応援体制の整備						○			
6-3：汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○下水道施設の耐震化及び老朽化対策の推進 ○下水道管渠への雨天時浸入水対策の推進						○			
6-4：交通インフラの長期間にわたる機能停止	○道路交通機能の強化				○	○			○	
6-5：防災インフラの長期間にわたる機能不全	○防災・減災のためのインフラの適切な維持管理の推進				○	○			○	
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない										
7-1：地震に伴う市街地の大規模火災、建築物等の二次倒壊、土砂災害などの発生による多数の死傷者の発生	○住宅・公共施設の不燃化の推進 ○危険区域への立入制限及び避難誘導 ○土砂災害対策の推進 ○土砂災害警戒区域等の周知徹底					○			○	
7-2：沿道の建築物の倒壊に伴う閉塞による交通麻痺	○沿道建築物の耐震化の促進 ○道路の早期復旧					○			○	
7-3：ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	○ため池の点検・整備 ○ため池ハザードマップの作成 ○防災・減災のためのインフラの適切な維持管理の推進 ○危険区域への立入制限及び避難誘導				○	○	○		○	
7-4：有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大	○有害物質の拡散・流出対策の促進 ○アスベスト飛散に係る事前対策の推進	○	○	○	○				○	
7-5：農地・森林等の被害による荒廃	○農地・農業水利施設の保全管理 ○森林の保全管理 ○公園等の適切な維持管理				○	○				
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する										
8-1：大量に発生する災害廃棄物等の処理の停滞により、復興が大幅に遅れる事態	○災害廃棄物の仮置き場及び処理体制の確保 ○堆積土砂・廃棄物の撤去		○						○	
8-2：より良い復興に向けたビジョンの欠如や人材の不足により、復興できなくなる事態	○人材の育成・確保 ○受援体制の整備								○	
8-3：貴重な文化財の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	○地域防災力の充実強化 ○こころのケア体制の強化 ○災害ボランティア活動支援体制の整備 ○文化財の耐災害性の向上	○	○						○	
8-4：事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態	○地籍調査の推進 ○地元建設業者との協力体制の確立					○			○	
8-5：風評被害等による市内経済などへの甚大な影響	○市内外への正確な情報発信 ○失業者に対する早期再就職支援				○		○	○	○	
9 新型インフルエンザ等感染症などのまん延防止を図る										
9-1：新型インフルエンザ等感染症などのまん延	○まん延防止に係る体制整備及び関係機関等との連携協力体制の整備	○	○	○					○	

第4章 強靭化に向けた推進方針

脆弱性評価における課題に対応していく（リスクシナリオを回避する）ための施策分野ごとの推進方針を次のとおり定めます。

なお、各施策分野は相互に関連することから、横断的に連携しながら推進します。

※「《重点》」は、想定する災害（リスク）やその対策の緊急性、効果等を踏まえ、重点的に実施する取組を含む施策を示しています。

施策1 教育文化

1 教育施設等の耐震化及び老朽化対策等の推進《重点》

(1) 学校施設

- 3地域の小中一貫校については、耐震対策をはじめ、緊急避難場所や避難所の指定を踏まえた施設整備を行います。また、既存学校施設については、非構造部材の劣化状況調査や未完了部分の耐震化を進めるとともに、耐力度調査や、小中一貫校の開校により閉校となる施設についての活用方針を踏まえながら、老朽化対策等を推進します。
- アスベスト含有建材調査を実施し、被災による飛散被害の事前対策に取り組むとともに、気中測定により、老朽化による空中飛散の状況を確認の上、将来的な飛散防止措置を講じます。

(2) 児童福祉施設（認定こども園・保育所・児童館・放課後児童健全育成施設・病児病後児保育施設）

- 非構造部材の耐震化や老朽化対策を推進します。また、私立施設の施設整備を支援し、耐震化や老朽化対策を促進します。

(3) 生涯学習施設（文化・学習系施設・社会体育施設：文化会館・公民館・体育館・武道館）

- 生涯学習施設管理計画（仮称）を策定し、耐震化や老朽化対策を推進するとともに、アスベスト含有建材調査を実施し、被災による飛散被害の事前対策に取り組みます。

(4) その他施設（図書館・発達サポートセンター・給食センター）

- 防災機能の強化や老朽化対策を推進します。
- アスベスト含有建材調査を実施し、被災による飛散被害の事前対策に取り組みます。

(5) 危険ブロック塀等

- 私立こども園の敷地内におけるブロック塀等の安全点検や安全対策を促進します。また、通学路でのブロック塀等の倒壊の危険を回避するため、学校職員や保護者による定期的な通学路上の目視点検を継続実施し、安全対策を図ります。

(6) ガス管

- 小中一貫校を含め、学校施設内におけるガス管について適切に維持管理します。

2 教育施設等の不燃化の推進

- 老朽化対策にあわせて、内装・仕上げ材等の不燃化を図ります。

3 指定避難所の生活環境対策の推進《重点》

- 指定避難所の生活環境対策として、学校施設や社会体育施設に冷房機器を整備します。また、その他の指定避難所となる教育施設等についても、生活環境の向上に向けた施設整備に努めます。

4 文化財の耐災害性の向上

- 生涯学習施設管理計画（仮称）を策定し、生涯学習施設（加古川流域滝野歴史民俗資料館・三草藩武家屋敷旧尾崎家）の老朽化対策や防災設備整備を推進するとともに、展示・収蔵における防災対策を講じます。
- 市に所在する文化財の管理（防災設備の設置等）を支援し、適切な保護・保存を推進します。

5 児童・生徒の防災意識の向上と学校の防災体制の強化

- 定期的な防災・防火訓練に加え、地域特性や想定される災害を踏まえた、地域との連携による実践的な防災訓練や職員研修を実施するとともに、災害対応マニュアルの検証・見直しを行うことで、学校の防災体制の強化を図ります。
- 各教科や体験活動を通して、防災・減災の意識高揚を図るとともに、生命を守るために主体的に判断し行動する力や、助け合いやボランティア精神などの共生の心を育む「兵庫の防災教育」を取り組みます。

6 教育施設等における避難体制の確保・避難訓練の実施

- 教育施設等の避難設備や避難経路の定期的な点検と適切な維持管理を継続実施します。
- 各公民館や文化会館において、来館者の避難訓練を含めた防災訓練を継続実施します。
- 認定こども園や保育所、放課後児童健全育成施設などの児童福祉施設において、消防・防災計画書や非常災害避難訓練年間計画表に基づき、防災啓発や避難訓練を継続実施し、災害時の避難体制の強化を図ります。
- 要配慮者利用施設⁶として指定する洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある教育施設等について、避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を実施します。あわせて、指定民間教育施設等における避難確保計画の作成や避難訓練の実施等について指導・助言を行います。

7 新型インフルエンザ等感染症などの発生時における学校等運営体制の整備推進

- 新型インフルエンザ等感染症などの発生時における学校や児童福祉施設の運営計画を整備します。

⁶ 要配慮者利用施設：水防法（昭和24年法律第193号）や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく、社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する方が利用する施設です。

施策2 生活環境

1 災害廃棄物処理体制の整備《重点》

- ごみ処理基本計画（災害廃棄物対策）の検証・見直しにより、災害廃棄物を仮置きするストックヤードの確保や処理体制の強化を図るとともに、県や県内市町、関係団体、事業者と連携し広域処理体制を整備します。
- 耐災害性の高い新たなごみ処理施設を小野市や加西市と共同で整備します。
- 県と連携し、災害廃棄物に含まれるアスベスト等の周辺環境への拡散防止を推進します。

2 し尿等の処理・火葬体制などの整備

- 市の許可業者と連携を図り、避難所のトイレ対策を含め、災害時におけるし尿や浄化槽汚泥の収集運搬体制を整備します。
- 北播衛生事務組合と連携し、災害時におけるし尿や浄化槽汚泥の処理体制を整備します。
- 小野加東広域事務組合と連携し、機能強化をはじめ、斎場を適切に管理するとともに、大規模災害発生時における市内での多数の死者の発生を想定し、遺体安置・火葬の広域的な相互支援体制を整備します。

3 エネルギー対策の推進

- 事業者の業務継続計画（B C P）の策定とあわせて、再生可能エネルギー、コーポレーティブ・ソーシャル・エコノミー⁷、自家発電設備等の導入や燃料備蓄を促進することで、自立・分散型エネルギーの普及を図ります。
- 災害時においても安定的に電源確保ができる住宅用エネルギー設備の導入を促進するとともに、地域における自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進します。

4 有害物質の拡散・流出防止対策の推進

- 県や北はりま消防本部（加東消防署）と連携し、有害物質の拡散・流出による健康被害や環境への影響の防止を図ります。

⁷ コージェネレーション：天然ガスや石油、L P ガスなどを燃料として、エンジン、タービン、燃料電池などの方式により発電し、その際に生じる廃熱を同時に回収するシステムで、回収した廃熱は、蒸気や温水として、工場の熱源や暖房・給湯などに利用されます。

施策3 健康福祉

1 福祉・医療施設等の耐震化及び老朽化対策等の推進

(1) 福祉施設

- 民間福祉施設の耐震化や危険ブロック塀等の撤去を促進します。
- 福祉センター等の非構造部材の耐震化や老朽化対策、福祉避難所としての機能強化を推進します。また、アスベスト含有建材調査を実施し、被災による飛散被害の事前対策に取り組みます。

(2) 医療施設等

- 市民病院については、計画的な改修により長寿命化を図ることを基本としており、施設全体の老朽度調査を実施し、改築も視野に入れた必要な老朽化対策を推進します。
- ケアホームかとうの老朽化対策を推進します。
- 県の医療提供体制施設整備交付金の活用周知など、医師会への情報提供に努め、民間医療施設の耐震化を促進します。

2 福祉センター等の不燃化の促進

- 老朽化対策にあわせて、内装・仕上げ材等の不燃化を図ります。

3 災害時要援護者の避難支援体制の整備《重点》

- 要配慮者利用施設として指定する洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある福祉施設について、避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を実施します。あわせて、指定民間医療・福祉施設における避難確保計画の作成や避難訓練の実施等について指導・助言を行います。
- 福祉センター等において、地域の特性や想定される災害を踏まえた避難体制を整備するとともに、避難訓練を実施します。
- 避難行動要支援者名簿を更新するとともに、各地区が作成する個別支援計画の作成を支援します。また、平常時からの地域における見守り・声かけを推進します。
- 市民病院とケアホームかとうについて、患者や入所者の円滑かつ迅速な避難のための施設整備や資機材確保を図ります。

4 救急・医療体制の充実・確保《重点》

(1) 市民病院

- 防災（地震・風水害）マニュアルや業務継続計画（B C P）の検証・見直しを行います。
- 医薬品や食料を備蓄するとともに、院外S P D⁸を活用し診療材料等を効率的に管理します。
- 自家発電装置や燃料タンクを適切に維持管理します。

⁸ 院外S P D：診療材料を中心とした各種物品の調達や受発注、在庫管理業務などを外部に委託することで、物品調達管理などの効率化とともに、院内の余剰在庫を削減することによる省スペース化やコスト削減を図ることを目的とするものです。

(2) 広域連携等

- 緊急医薬品や医療器具の備蓄について、小野市・加東市医師会と協議を進めます。
- 北播磨県民局加東健康福祉事務所（県健康福祉部健康局医務課）と連携し、北播磨圏域地域災害救急医療マニュアルに基づく、災害派遣医療チーム（D M A T）や医療救護班（日本医師会災害医療チーム（J M A T）兵庫、日本赤十字社救護班、医師会や市立病院の救護班）の派遣要請や受入体制を整備します。
- 各健康教室参加者への救急講習の実施により、市民の救命技術の普及を図ります。

5 避難所対策の推進

- 障害者等への合理的配慮を踏まえた避難所運営に努めます。
- 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などを踏まえて、災害ごとの適切な福祉避難所を指定します。

6 健康被害・感染症対策の推進

- 平常時から、感染予防対策の普及啓発や定期予防接種を推進するとともに、消毒液やマスクなどの対策物資を備蓄することにより、災害発生時の感染症の発生・まん延防止を図ります。
- 北播磨県民局加東健康福祉事務所（県健康福祉部健康局医務課）と連携し、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の受入体制を整備します。
- 北播磨県民局加東健康福祉事務所（県健康福祉部障害福祉局障害福祉課）と連携し、災害派遣精神医療チーム（D P A T）の受入体制を整備します。
- 関係機関や事業者と連携し、浸水被害等による感染症の発生を予防するための消毒液や防疫用機材等の備蓄・調達を含めた防疫体制を整備します。

7 災害ボランティア受入・支援体制の整備

- 加東市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの設置を含め、災害ボランティアの募集、受入れ、活動支援等の体制を整備します。

8 新型インフルエンザ等感染症などのまん延防止対策の推進《重点》

- 関係機関等と連携し、対策物資の備蓄をはじめ、市民への感染予防知識の啓発、健康調査や予防接種の実施体制の整備など、まん延防止のための事前対策を講じます。
- 市民病院において、関係機関等と連携し、院内感染の防止や指定医療機関への患者の適切な引継ぎなどの発生時に備えた体制を整備します。
- 関係機関等と連携し、新型インフルエンザ等感染症などの発生時における要援護者の生活支援体制を整備します。

施策4 産業

1 観光・産業振興施設の耐震化及び老朽化対策等の推進

- 施設の非構造部材の耐震化や、ブロック塀等を含め、老朽化対策を推進します。
- アスベスト含有建材調査を実施し、被災による飛散被害の事前対策に取り組みます。

2 観光・産業振興施設の不燃化の促進

- 老朽化対策にあわせて、内装・仕上げ材等の不燃化を図ります。

3 観光・産業振興施設における避難体制の確保・訓練の実施

- 災害時の避難マニュアルを整備するとともに、実地訓練を行うことで有事に備えます。

4 ため池対策等の推進《重点》

- 定期点検に基づき、ため池の災害リスクに応じた整備計画を策定し、改修を進めます。
- ため池改修にあわせて事前放流施設を整備し、管理者による事前放流を促進するとともに、田んぼダム⁹による水田の雨水貯留機能の整備を推進します。
- 下流域に家屋や公共施設等が存在する農業用ため池（特定ため池）の浸水想定区域図やハザードマップを作成し、周知します。

5 治山対策の推進

- 県と連携し、治山事業における山地災害防止対策や間伐などによる効果的な森林整備・保全管理を推進するとともに、林業の担い手育成・確保に努めることで、災害時における山地の土砂流出や表層・斜面崩壊などを防止するとともに、森林の多面的機能の維持を図ります。

6 林道・農道橋の機能強化

- 林道は、山村地域の生活基盤を支える重要な役割を果たすことから、加古川地域森林計画に基づき、開設や拡張を推進するとともに、適切に維持管理します。
- 農道橋について、定期点検に基づき、施設管理計画を策定し、適切な維持管理を図ります。

7 農業生産基盤等の強化《重点》

- 国や県と連携し、農業水利施設の整備・補修を推進します。
- 地域の共同活動による農地や農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や点検、災害後の見回り、応急処置などの自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進します。

⁹ 田んぼダム：大雨が降った際に雨水を水田に一時的に貯留しながら、落水量を抑制し少しづつ排水することで、浸水被害を軽減するものです。

- 地域ぐるみによる集落柵の設置や加害個体の集中捕獲を推進し、営農者の意欲低下や耕作放棄などの要因となる有害鳥獣被害の防止を図ります。

8 市内事業者B C P策定の促進《重点》

- 商工会と連携し、市内事業者の業務継続計画（B C P）の策定を促進することで、大規模災害時における被害の軽減や事業の継続・早期復旧を図り、市内経済活動やサプライチェーンの維持につなげます。

9 失業者に対する早期再就職支援の充実

- ハローワーク・就労支援室の関係機関と連携し、求人・求職情報の収集・提供や就労相談の体制を整備することで、被災者一人ひとりにきめ細かく対応し、早期の生活再建を支援します。

10 高病原性鳥インフルエンザ感染症等のまん延防止対策の推進

- 関係機関と連携し、家きん等への防疫対策に係る物資等の備蓄をはじめ、まん延防止対策を実施するための庁内体制整備など、必要な事前対策を総合的に推進します。

施策5 住宅・都市

1 住宅等の耐震化及び老朽化対策等の推進《重点》

(1) 市営住宅

- 老朽化対策を推進します。

(2) 一般住宅・その他の建築物

- 簡易耐震診断推進事業や住宅耐震改修促進事業を推進し、一般住宅の耐震化を促進します。
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律や各種支援制度の啓発により、民間施設を含めた建築物の総合的な耐震化を推進します。
- 住宅用地内の危険ブロック塀等の安全点検や安全対策を促進します。
- 緊急輸送道路¹⁰の沿道建築物を調査するとともに、必要に応じた啓発により耐震化を促進します。

2 宅地の耐震化等の推進

- 一定規模以上の宅地開発や宅地造成工事規制区域内での工事について、開発者に対し関係法令に基づく必要な措置を求めます。

3 住宅の不燃化等の促進

- 市営住宅の老朽化対策にあわせて、内装・仕上げ材等の不燃化を図ります。
- 密集市街地において建替時のセットバック¹¹を推進します。
- 密集市街地における公共空地としての公園や緑地などの整備を推進します。

4 危険空家等の除却などの推進《重点》

- 地域や事業者等と連携し、所有者などに空家等の適切な管理や除却を促します。あわせて、空家等の有効活用を支援します。

5 河川改修等の推進《重点》

- 国や県と連携し、加古川をはじめ、市内河川の河道掘削や築堤、堆積土砂の撤去、樹木の伐採を推進することにより、洪水被害の軽減を図ります。

¹⁰ 緊急輸送道路：災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道、これらを連絡する幹線的な道路のことです。

¹¹ セットバック：建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき、幅員4メートル未満の道路に面する土地における建物の建築を一定の基準により制限する（建築場所を道路側から一定距離後退させる）こと、また、建築する建物の上部を下部よりも後退させることです。

6 土砂災害対策の推進

- 県が行う土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定や砂防堰堤などの整備に協力するとともに、当該区域内における住宅の防護壁の整備や移転について、県との協力体制を強化します。

7 道路交通機能等の強化《重点》

- 県と連携し、道路構造物の崩壊等を防止するための老朽化対策を推進するなど、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図ります。
- 緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい道路の法面の落石・崩壊危険箇所について、定期的に点検を実施するとともに、必要に応じて対策を実施します。
- 狭幅員道路について、路肩整備や建築物の建替えにあわせたセットバックの誘導などにより、幅員を拡幅し、緊急車両の進入経路の確保を図ります。
- 年間を通じた道路パトロールにより、道路の日常管理を継続的に実施します。
- 道路橋の修繕や架替えなどの老朽化対策を推進し、大規模地震発生時や河川増水時の避難路を確保します。
- 道路交通機能や電力供給の維持を図るための無電柱化¹²について、関係機関と連携の下、検討を進めます。
- 西日本旅客鉄道株式会社と連携し、必要に応じて鉄道施設付近の斜面の崩落対策を実施します。

8 公園施設の老朽化対策等の推進

- 県と連携しながら自然公園の適切な維持管理に努めるとともに、緊急避難場所や仮設住宅の設置場所等となる公園や緑地の老朽化対策を推進することで、自然環境等の有する防災・減災機能を維持します。

9 被災建築物等の危険度判定体制の整備

- 被災建築物応急危険度判定¹³や被災宅地危険度判定¹⁴を迅速に行うための体制整備を推進します。

10 地籍調査¹⁵の推進《重点》

- 国土調査事業十箇年計画に基づき、未完了地域における地籍調査を適正に実施します。

¹² 無電柱化：道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすことです。

¹³ 被災建築物応急危険度判定：地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、附属設備の倒壊などの危険性を判定することです。

¹⁴ 被災宅地危険度判定：災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、その危険性を判定することです。

¹⁵ 地籍調査：主に市が主体となって、一筆ごとの土地所有者や地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量することです。

施策6 上下水道

1 上下水道施設等の耐震化及び老朽化対策等の推進《重点》

(1) 水道施設

- 水道管路や水管橋などの基幹管路について、アセットマネジメント¹⁶を用いて、老朽化対策とあわせて耐震化を推進します。
- 広沢浄水場と滝野浄水場を統合した耐震基準を満たす新たな浄水場を建設するとともに、未耐震の浄水場や配水池などの水道施設について、耐震診断を実施の上、施設の耐震化を推進します。

(2) 下水道施設等

- 下水道施設（処理場、ポンプ場、管路）の耐震化を推進するとともに、ストックマネジメント計画を策定し、効率的な維持管理や施設の更新を図ります。
- 農業集落排水施設などの処理場について、令和9年度までに全ての処理機能を廃止し、公共下水道へ接続します。
- 県や一般社団法人兵庫県水質保全センターとの連携により、浄化槽台帳を整備し、設置・管理状況を把握するとともに、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進します。また、同センターとの「災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定」に基づき、復旧活動体制についての連携強化を図ります。

2 下水道施設等の浸水対策の推進

- 下水道施設（マンホールポンプ場の制御盤）の浸水対策を推進します。
- 市管理の排水樋門や雨水ポンプ場を適切に維持管理するとともに、河川水位上昇時に樋門操作や雨水ポンプ場の運転を効果的に行うことで、浸水被害の軽減を図ります。
- 雨水排水路等の整備を推進し、市街地等における浸水被害の軽減を図ります。
- 開発事業者に対して排水路の整備を指導するとともに、地区住民との協働による水路管理を推進します。

3 下水道管渠の雨天時浸入水対策の推進

- TVカメラ調査やマンホール目視調査、送煙調査の実施、管更生、マンホール蓋の取替などにより、下水道管渠への雨水等の浸入を防止します。

4 上下水道事業の業務継続・災害時即時対応体制の強化

- 上下水道の業務継続計画（BCP）の策定や、職員行動マニュアルや水道危機管理マニュアルの検証・見直しを行うとともに、公益社団法人日本水道協会兵庫県支部主催の応急給水訓練等に参加するなど、水道事業に係る災害対応能力の向上を図ります。
- 下水道の業務継続計画（BCP）や職員行動マニュアルの検証・見直しを行うなど、下水道事業に係る災害対応能力の向上を図ります。

¹⁶ アセットマネジメント：将来的な損傷や劣化などを予測・把握し、最も費用対効果の高い維持管理を行うという考え方です。

5 給水体制の確保《重点》

- 給水拠点の整備・指定を推進するとともに、加圧給水車による給水体制を整備します。
- 広沢浄水場と滝野浄水場の水源が鴨川ダムであることから、鴨川ダム管理者や農業用水管理者と連携し、原水の水量確保を図ります。また、兵庫県用水供給事業の2浄水場（三田浄水場、船津浄水場）の水道水を融通できる運用体制を整備します。
- 市内配水管のループ化を推進するとともに、水量・水圧の監視体制を強化し、断水リスクの低減を図ります。
- 大規模災害時における飲料水確保のため、受援体制の整備とあわせて、「兵庫県水道灾害相互応援に関する協定」による関係自治体等との連携強化を図ります。また、加東市上下水道工事業組合をはじめとする民間事業者との災害時における応急対策工事や仮設材などの物資の優先供給についての協定締結を推進します。
- 隣接市と配水管が近接している箇所において、代替配水を確保するため、応援給水連絡管の整備を推進し、災害時の応急給水体制を強化します。

6 廃棄物対策の推進

- マンホールトイレ¹⁷設置のための下水道管路を整備し、災害時におけるトイレの確保を図ります。
- 市の許可業者と連携を図り、農業集落排水施設や小規模集合排水処理施設、コミュニティプラント施設から排出される汚泥の収集運搬体制を整備します。

¹⁷ マンホールトイレ：下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するものです。

施策7 交通・情報・人材確保等

1 鉄道駅等の耐震化及び老朽化対策の推進

○鉄道事業者が行う鉄道駅の非構造部材を含めた耐震化や老朽化対策を、県と連携して支援します。また、鉄道事業者と連携し、鉄道駅併設施設の老朽化等について定期的に点検し、必要な対策を行います。

2 緊急情報提供手段の効果的な運用等

○市ホームページを適切に維持管理するとともに、フェイスブックとあわせて警戒・避難情報などの緊急情報を迅速かつ的確に提供します。また、市ホームページのアクセス分散対策を講じます。

○C A T V施設を適切に維持管理するとともに、河川監視カメラ映像や警戒・避難情報などの緊急情報を迅速かつ的確に提供します。また、情報提供手段として有効に活用するため、C A T Vへのさらなる加入促進を図ります。

3 人材確保

○平常時から、関係機関と連携・調整を行い、災害対応に関する高い専門性を有する人材の確保を図ります。

4 食料等の供給体制の確保

○包括連携協定などを通して、市内に立地する事業者からの食料等の優先供給体制を確保します。

5 在住外国人に対する支援体制の充実《重点》

○N P O法人加東市国際交流協会と連携し、防災講座等の実施をはじめ、やさしい日本語や外国語による情報提供、行政窓口などへの通訳ボランティアの派遣、相談体制の整備など、在住外国人に対する支援を推進します。

6 公共交通施設における帰宅困難者対策の推進

○交通事業者と連携し、鉄道駅やバス案内所等における帰宅困難者の支援体制を整備します。

施策8 総合防災・行政機能

1 公共施設等の耐震化及び老朽化対策等の総合的推進《重点》

- 公共施設の適正配置や防災上の位置付け、施設の性質などを踏まえ、必要に応じて防災機能の充実を図るとともに、非構造部材を含めた耐震化や老朽化対策、不燃化を推進します。あわせて、インフラ施設の耐震化や老朽化対策を推進するなど、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。
- 耐震性防火水槽の整備を推進し、災害発生時における消防水利の充実・確保を図ります。

2 風水害対策の推進《重点》

- 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などを掲載したハザードマップを作成し、周知します。
- 防災気象情報等や警戒レベル¹⁸の市民への周知徹底を図ります。
- 国や県などから提供される雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報などを、防災行政無線やかとう安全安心ネットなどの情報媒体により迅速に発信できる体制を整えます。
- 排水ポンプパッケージ積載車を適切に維持管理するとともに、効率的かつ効果的な運用体制を整備します。

3 災害対応力・行政機能等の強化

(1) 災害時即時対応体制等の強化

- 職員行動マニュアルの検証・見直しを行うとともに、その実行性を高めるための研修や訓練を実施します。また、国や県等が実施する各種研修などへの参加や、防災行政無線をはじめ、フェニックス防災システムや公共情報コモンズ（Jアラート）¹⁹、水防対策支援サービス、統合型GISなどの情報通信システム等の操作研修の実施により、職員や行政組織の災害対応力の強化を図ります。
- 総合防災訓練や情報伝達訓練などを通して、各関係機関との連携強化を図ります。
- 加東市防災広場を地域防災拠点（物資集積拠点）として位置付けるとともに、地域ごとのさらなる防災拠点の確保に努めます。あわせて、訓練などを通して、地域防災拠点の機能強化や災害対策本部・広域防災拠点等との連携強化を図ります。
- 家屋被害認定士等の養成を推進するとともに、り災証明の発行体制を確立します。

(2) 防災情報通信・提供手段の確保等

- 衛星通信ネットワークシステム、フェニックス防災システム、Jアラート²⁰、公共情報コモンズ（Jアラート）などの適切な運用と維持管理を行います。

¹⁸ 警戒レベル：防災情報の意味が直感的に理解でき、それぞれの状況に応じて避難できるよう、災害発生の危険度と市民が取るべき行動を5段階で提供するものです。

¹⁹ 公共情報コモンズ（Jアラート）：自治体が発する地域の災害情報を集約し、テレビやインターネットなどの多様なメディアを通して一括配信する共通基盤です。

²⁰ Jアラート：弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人口衛生や地上回線を通して全国の都道府県や市町村などに送信し、市町村防災行政無線（同報系）などを自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民などに伝達するシステムです。

- 防災行政無線を適切に維持管理するとともに、かとう安全安心ネットとあわせて警戒・避難情報などの緊急情報を迅速かつ的確に提供します。また、情報提供手段として有効に活用するため、かとう安全安心ネットやひょうご防災アプリのさらなる登録促進を図ります。
- 現場職員との通信を行うための簡易デジタル無線機器の適切な運用と維持管理を行います。
- ネットワーク回線における庁舎から兵庫情報ハイウェイのアクセスポイントまでの間のさらなる冗長化²¹対策について調査・研究します。また、発災時の使用が不可欠なシステムについては免振構造である庁舎内に設置するなどの措置を講じます。

(3) 物資等の備蓄・供給体制の確保

- 防災備蓄倉庫を整備し、各地域における災害対策用資機材や物資等の備蓄の充実を図ります。
- 賞味期限のある食料、飲料水などの計画備蓄・更新を行うとともに、賞味期限が切れた飲料水の生活用水としての備蓄を進めます。
- 組立式仮設トイレやポータブルトイレ、マンホールトイレの備蓄を充実させるとともに、レンタル事業者等との協定締結により仮設トイレの確保を図ります。
- 気候の変化やプライバシー保護などの時代のニーズにあわせた避難所運営ができるよう、必要物資等の備蓄を推進します。
- 応急対策活動に必要な燃料等の確保を含め、協定に基づく流通備蓄の充実を図るとともに、協定事業者との情報交換を密にし、情報共有を図ります。

(4) 市域を超えた連携強化等

- 広域的な相互応援体制のさらなる充実に努めるとともに、協定締結自治体等との連携強化を図ります。あわせて、防災関係機関や事業者、ひょうご災害緊急支援隊を含め、関係自治体等からの応援に対する受援体制を整備します。
- 加東市社会福祉協議会との協定締結などにより、災害ボランティアや一般からの救援物資などの人的・物的な受入体制を整備します。

(5) 業務継続体制の強化・確保等

- 市の全業務を対象とした業務継続計画（B C P）の検証・見直しを行います。
- 災害時に優先する業務に対する機能確保に向け、I C Tの業務継続計画（I C T－B C P）を策定し、計画に基づく訓練や検証を行います。
- 災害時における業務継続や長期にわたる配備に備え、食料・物資等の職員の自己備蓄を推進します。

4 防災訓練の実施等

- 公立小・中学校区ごとに、地域の特性や想定される災害を踏まえた学校・自主防災組織合同防災訓練を実施します。また、防災機関やライフライン事業者、消防、警察、自主防災組織、市民等の参画による総合防災訓練を定期的に実施し、連携強化を図ります。

²¹ 冗長化：システムや回線に何らかの障害が発生した場合においても、機能を維持し続けられるように、予備の装置や回線をバックアップとして確保しておくことです。

- 自主防災組織などが主体となった地域の防災訓練や防災研修などの開催を促進・支援するとともに、風水害に備えた「マイ避難カード²²」の作成を支援するなど、地域防災力の向上を促進します。
- 消防団の小隊別訓練や加東消防署との合同訓練の実施などにより、地域消防力の向上を図ります。

5 避難体制の確保《重点》

- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成やそれに基づく避難訓練等の実施を促進します。
- 地域が主体となって行う避難行動要支援者の個別支援計画の作成を支援します。
- 加東市国際交流協会や加東市観光協会、市内事業者と連携し、在住外国人のひょうご防災アプリやひょうごEネットへの登録を促進します。
- 庁舎における定期的な避難訓練の実施により、職員や来庁者の避難体制を整備します。
- 北はりま消防本部（加東消防署）と連携し、各公共施設における火災時の避難計画の作成や避難訓練の実施を促進します。

6 地域防災体制の強化

- 加東市消防団のあり方検討委員会の提言を踏まえ、機能別分団制度²³の活用による人的消防力の確保や装備の充実、消防ポンプや車両の更新などにより、地域消防体制の強化を図ります。
- 加東防火安全協会と連携し、事業者の自衛消防隊の設置を促進します。
- 県が開催する自主防災組織のリーダー養成講座などへの参加や、加東市安全安心のまちづくり活動補助金の活用を促進することにより、地域防災体制の強化を図ります。

7 道路交通機能等の強化・道路等の早期復旧体制の確保

- 地域防災拠点と指定避難所やコミュニティ防災拠点等とを結ぶ緊急輸送道路を設定し、円滑で効率的な輸送体制の確保に努めます。
- 加東警察署や道路管理者と連携し、道路交通情報の提供体制の整備に努めます。
- 県が指定したヘリコプター臨時離着陸場を適切に活用するとともに、適地となる場所のさらなる確保に努めます。
- 地元土木・建設業者と締結している「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、道路啓閉や堆積土砂の撤去など、迅速な復旧、復興に向けた協力体制を確立します。また、協力体制を確保するため、加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例に基づき、労働環境の確保・改善の取組を促進します。

²² マイ避難カード：想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておくカードです。また、兵庫県が運用している「ひょうご防災アプリ」にも、これらの情報を登録する機能が搭載されています。

²³ 機能別分団制度：大規模災害時等にのみ参加するなど、特定の活動や役割を担う分団のことです。

8 孤立集落対策の推進

- 道路交通による外部からのアクセスが困難となるおそれのある地区に配備している災害対応用衛星携帯電話を適切に管理するとともに、自主防災訓練や防災研修などにおいて、定期的に通信訓練を実施します。あわせて、孤立した場合の対応マニュアルなどを作成します。
- コミュニティ防災拠点として位置付ける、孤立するおそれのある地区の公民館等に低圧LPGガス発電機を設置します。
- ヘリコプター臨時離着陸場の適地の確保に努めます。

9 常備消防の災害対応力強化及び常備消防・警察との連携強化等

(1) 北はりま消防本部（消防署）の機能強化等

- 構成市町と連携し、車両や資機材、拠点の整備などを行い、北はりま消防本部（消防署）の消防・救急・救助体制の強化を図ります。
- 構成市町と連携し、北はりま消防本部に高機能指令センターを新たに整備することで、消防救急指令システムのさらなる高度化を図ります。
- 大規模災害時における常備消防力の絶対的な不足を緩和するため、合同訓練などにより消防団（非常備消防）や警察との連携強化を図るとともに、緊急消防援助隊の受入体制の整備を促進します。

(2) 消防や警察との連携による取組・応急対応の推進

- 北はりま消防本部（加東消防署）と連携し、加東市安全安心のまちづくり活動補助金の活用とあわせて、住宅用火災警報器等の導入の推進を図ります。
- 北はりま消防本部（加東消防署）と連携し、加東市安全安心のまちづくり活動補助金の活用とあわせて、地域の公民館等へのAEDの設置を促進します。また、市内のAED設置箇所を周知するとともに、市民や事業者などの救命講習の受講を促進します。
- 県や北はりま消防本部（加東消防署）と連携し、平常時から危険物等貯蔵施設の管理者に適正な管理の周知啓発を行うとともに、拡散・漏洩を防止するための計画策定と訓練実施を促進します。
- 二次災害の発生を防止するため、警察や消防と連携し、応急危険度判定結果や有害物質の拡散・流出の危険性などを踏まえた警戒区域の設定や立入制限、適切な避難誘導を図ります。

10 避難所等対策の推進《重点》

- 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域を踏まえ、指定避難所や指定緊急避難場所の見直しを行います。あわせて、協定締結などにより民間事業者施設の避難所指定等を推進するとともに、当該施設の耐震改修等への助成を検討します。
- 避難所体験訓練などを通して、避難所生活において配慮すべき事項等を市民に周知するとともに、避難所運営マニュアルの検証・見直しを行います。
- 協定締結や公募時における条件化などにより、避難所となる施設の指定管理者との災害時の避難所運営についての役割分担を明確化します。
- コミュニティ防災拠点施設を含め、指定避難所の防災機能の強化を図ります。

- 民間宿泊等事業者との協定締結による斡旋や最寄りの避難所等の開放などにより、帰宅困難者の受入体制を整備します。

1.1 ライフライン関係事業者との連携強化

- 電力、ガス、電気通信等のライフライン関係事業者との連絡体制を確立するなど、災害時の応急対策体制を整備します。
- 総合防災訓練の実施などを通して、ライフライン関係事業者との実地における連携強化を図ります。

1.2 治安の確保に必要な体制等の充実強化《重点》

- 警察や加東防犯協会、地域の防犯グループと連携し、加東市安全安心のまちづくり活動補助金制度の活用促進を図りながら、治安確保に係る体制を整備します。
- かとう安全安心ネットなどにより緊急情報等を適切に提供するとともに、さらなる登録促進を図ります。
- 防犯カメラや地区要望等による防犯灯の設置を継続的に実施します。

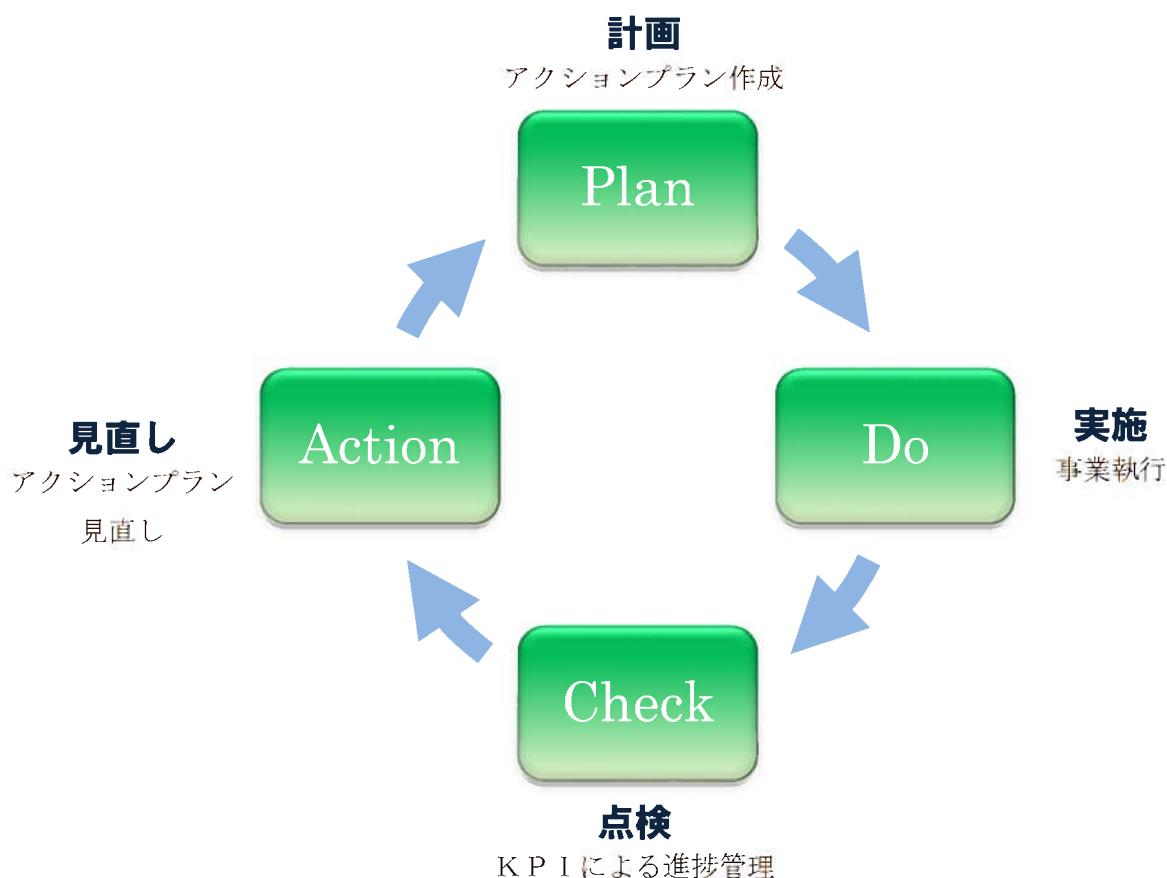
1.3 新型インフルエンザ等感染症などのまん延防止対策に係る体制整備《重点》

- まん延防止対策を実施するための府内体制を整備するとともに、状況に応じた業務継続統一マニュアルを作成するなど、必要な事前対策を総合的に推進します。

第5章 計画の推進

本計画による強制化を着実に推進するため、関連計画と整合を図りながら別途策定するアクションプランに基づき、各事業の計画的な推進を図ります。

また、アクションプランにおける重要業績評価指標（K P I）により、本計画の進捗管理を行うとともに、その結果や状況変化等を踏まえ、毎年度、アクションプランの見直し（ローリング）を行います。〔第1章 3 (2) 関連〕



資料編

兵庫県内での災害の発生状況

(1) 地震災害 ※兵庫県のどこかに震度5弱以上の揺れがあったと推定される地震

番号	発生年月日	(推定) 規模(M)	
1	599. 5. 28 (推古 7. 4. 27)	7.0	
2	701. 5. 12 (大宝 1. 3. 26)	7.0	
3	745. 6. 15 (天平 17. 4. 27)	7.9	
4	827. 8. 11 (天長 4. 7. 12)	6.5~7.0	
○ 5	868. 8. 3 (貞觀 10. 7. 8)	7.0以上	播磨国地震
○ 6	887. 8. 26 (仁和 3. 7. 30)	8.0~8.5	
7	938. 5. 22 (承平8(天慶1). 4. 15)	7.0	
8	1096. 12. 17 (嘉保3(永長1). 11. 24)	8.0~8.5	
9	1361. 8. 3 (正平 16. 6. 24)	8 _{1/4} ~8.5	
10	1449. 5. 13 (文安6(宝徳1). 4. 12)	5 _{3/4} ~6.5	
11	1498. 9. 20 (明応 7. 8. 25)	8.2~8.4	
12	1510. 9. 21 (永正 7. 8. 8)	6.5~7.0	
13	1579. 2. 25 (天正 7. 1. 20)	6.0± _{1/4}	
14	1596. 9. 5 (文録5(慶長1). 7. 13)	7 _{1/2} ± _{1/4}	
15	1662. 6. 16 (寛文 2. 5. 1)	7 _{1/4} ~7.6	
16	1707. 10. 28 (宝永 4. 10. 4)	8.4	宝永地震
17	1751. 3. 26 (寛延4(宝暦1). 2. 29)	5.5~6.0	
18	1854. 12. 23 (嘉永7(安政1). 11. 4)	8.4	安政東海地震
19	1854. 12. 24 (嘉永7(安政1). 11. 5)	8.4	安政南海地震
○ 20	1864. 3. 6 (文久4(元治1). 1. 28)	6 _{1/4}	
21	1891. 10. 28 (明治24)	8.0	濃尾地震
○ 22	1916. 11. 26 (大正5)	6.1	
○ 23	1925. 5. 23 (大正14)	6.8	北但馬地震
○ 24	1927. 3. 7 (昭和2)	7.3	北丹後地震
25	1927. 3. 12 (昭和2)	5.2	京都府沖を震源とする地震
26	1946. 12. 21 (昭和21)	8.0	南海地震
30	1963. 3. 27 (昭和38)	6.9	越前岬沖地震
◎ 32	1995. 1. 17 (平成7)	7.3	兵庫県南部地震
33	2000. 10. 6 (平成12)	7.3	鳥取県西部地震
○ 34	2013. 4. 13 (平成25)	6.3	淡路島付近を震源とする地震
35	2018. 6. 18 (平成30)	6.1	大阪府北部を震源とする地震

(注1) ○は県内のいざれかに震度6以上の揺れがあったと推定される地震

◎は県内のいざれかに震度7の揺れがあった地震

(注2) なお、『鎮増私聞記』によると、1412年に播磨国で大きな地震が発生したとされている。

資料：兵庫県強靭化計画（R2.3 改定版）

(2) 主な風水害

	災害の名称	発生年月日	死者	負傷者	県内の主な被災地域
梅雨前線等	梅雨前線による豪雨	昭和 7. 7. 1~2	44 人	19 人	東播磨
	梅雨前線による豪雨	昭和 13. 7. 3~5	731 人	1, 463 人	神戸
	梅雨前線による豪雨	昭和 36. 6. 24~28	41 人	119 人	阪神、淡路、東播磨
	昭和 42 年 7 月豪雨	昭和 42. 7. 9	100 人	102 人	阪神、淡路
	昭和 46 年 7 月豪雨	昭和 46. 7. 17~18	22 人	100 人	西播磨
	平成 26 年 8 月豪雨	平成 26. 8. 16~17	2 人	4 人	丹波
	平成 30 年 7 月豪雨	平成 30. 7. 6~7	2 人	11 人	全域
台風	室戸台風	昭和 9. 9. 21	281 人	1, 523 人	神戸、但馬、淡路
	枕崎台風	昭和 20. 9. 17~18	19 人	62 人	西播磨、但馬
	阿久根台風	昭和 20. 10. 8~11	231 人	92 人	西播磨、東播磨、但馬
	ジェーン台風	昭和 25. 9. 3	41 人	904 人	全域
	伊勢湾台風	昭和 34. 9. 26	19 人	242 人	但馬、丹波
	台風第 16 号	昭和 35. 8. 29	32 人	65 人	神戸、阪神
	第 2 室戸台風	昭和 36. 9. 16	10 人	134 人	神戸、阪神、但馬、淡路
	台風第 23、24 号	昭和 40. 9. 10~17	39 人	765 人	全域
	前線及び台風第 17 号	昭和 51. 9. 8~13	16 人 行方不明 3 人	41 人	西播磨
	前線及び台風第 10 号	昭和 58. 9. 24~29	13 人 行方不明 1 人	16 人	東播磨、丹波
	前線及び台風第 19 号	平成 2. 9. 17~20	2 人	12 人	全域
	台風第 23 号	平成 16. 10. 20~21	26 人	134 人	但馬、淡路
	台風第 9 号	平成 21. 8. 9~10	20 人 行方不明 2 人	7 人	西播磨
	台風第 21 号	平成 30. 9. 4	0 人	60 人	神戸、阪神

(注) 流出土砂量の大きかったもの、高潮等による海岸被災箇所の多かったもの等も掲載

資料：兵庫県強靭化計画 (R2.3 改定版)

(3) 平成 16 年台風 23 号災害による市内の被害状況

旧町	負傷者(人)		半壊		床上浸水		床下浸水		非住家 被害(棟)
	重傷	軽傷	棟	世帯	棟	世帯	棟	世帯	
社 町	0	0	0	0	13	21	50	56	49
滝野町	0	0	2	2	42	47	53	52	57
東条町	1	1	0	0	0	0	11	11	0
合 計	1	1	2	2	55	68	114	119	106

加東市強靭化計画

策定：令和2年 月
発行：加東市
編集：加東市まちづくり政策部企画政策課